建設関連業務の最低制限価格の見直しについて

大崎市では、令和6年4月1日以降の公告から、建設関連業務(測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務)について、最低制限価格の見直しを実施します。

1 実施日

令和6年4月1日以降の公告から適用

2 建設関連業務に係る最低制限価格の算定式

業務区分	税抜き最低制限価格=①~④の計				シウの笹田
	1	2	3	4	設定の範囲
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費×0.50		6/10~8. 2/10
建築関係 建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×0.6	諸経費×0.6	6/10~8. 1/10
土木関係 建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理経費×0.50	6/10~8. 1/10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費×0.9	解析等調査業務×0.8	諸経費×0.50	2/3~8.5/10
補償コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理経費×0.50	6/10~8. 1/10

- ※測量業務に係る契約については、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とする。
- ※建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とする。
- ※地質調査業務に係る契約については、その割合が 10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とするものとする。